

報告第 9 号

臨時代理した事件(名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定)の承認について

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会
教育長 西山 嘉一

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

組織機構の見直しに伴い、事務の補助執行区分を追加するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

学校その他教育委員会所管施設の営繕工事に関する事務の一部を総務部公共施設マネジメント室において担うことから、その事務を補助執行に関する業務に加える。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

名張市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助執行させる事務	補助執行させる職員	補助執行させる事務	補助執行させる職員
略	略	略	略
1～7 略	略	1～7 略	略
<u>1 学校その他教育委員会所管施設に係る営繕工事の設計、施工及び監督に関すること。</u>	<u>総務部に属する職員</u>		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。